

(2) 1次診断（簡易診断）記録

診断後は、診断結果を1次診断（簡易診断）記録表に適切に記録することで、今後どのような対応が必要になるかを明確にします。

1) 記録表の記載方法について

(例) ○○土地改良区

必ず記入。

診断者全員の氏名を記入

土地改良区等名	診断日	平成 年 月 日	診断者氏名
施設名			

(例) ○○ダム、○○頭首工

「○」もしくは「×」にて判定

ア:経過観察 イ:要診断 ウ:要対策 から選択し、○で囲む。

調査部位	番号	判定基準	判定	対応範囲
扉体 A	①	腐食(発錆)があるか。	○	アイウ
	②	塗膜に「ふくれ、はく離、亀裂等」があるか。	×	アイウ
	③	扉に割れ、亀裂、たわみ、変形があるか。	○	アウ
	④	扉のボルト、ナットに弛みがあるか。	×	ウ
	⑤	水密ゴムの劣化及びボルト、ナットの弛みがあるか。	○	イウ
	⑥	ゴミやヘドロの堆積があるか。	×	アウ
	⑦	閉閉作業(操作)時に大きな変形や異常音があるか。	×	イウ
	⑧	回転部にて異常な回転があるか。	×	イウ
	⑨	放流時に振動などがあるか。	○	アイウ

「○判定」については記載不要。

「×判定」の項目のみ記載。

写真にて、診断箇所を確認。

写真例

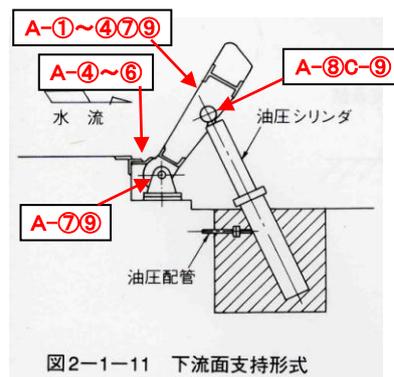
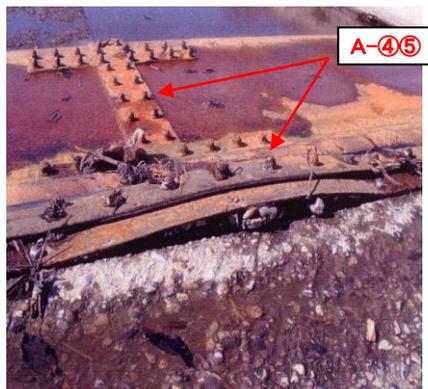
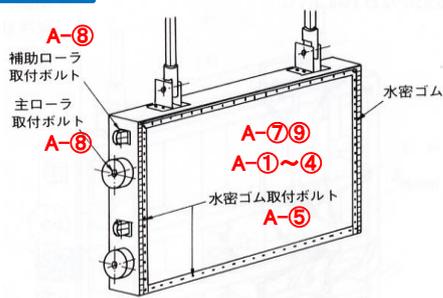


図2-1-11 下流面支持形式

2) 1次診断（簡易診断）記録簿

診断時に使用した1次診断（簡易診断）記録表は、（1）－4）－イの「1次診断（簡易診断）記録簿」として蓄積していきます。

記録簿は、電子データとして保存蓄積していくことで、半永久的な保存が可能になり、また、関係機関との施設情報の共有化も容易となります。

基本、1次診断（簡易診断）記録表（エクセルデータ）に診断結果を入力し保存します。
なお、データ入力した結果は、県、関係市町、県土連などの関係機関へ報告します。

